

令和6年度前橋市スズメバチの巣駆除費補助金交付要項

令和6年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市 健康部 保健所 衛生検査課（前橋市保健所2階） 電話 027-220-5777（直通）</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>市内に営巣し、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除する費用を一部補助することにより、市民の生命及び財産を守り、安全な生活環境の維持を図ることを目的としています。</p>
内容	<p>補助対象者は、下記に掲げる用件のいずれかに該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巣がある建物若しくは土地を所有、管理し、又は使用している個人であること。 2 本市の自治会 3 その他市長が認めるもの <p>ただし、山林、原野、河川等の日常生活に支障のない範囲の巣は対象外となります。</p> <p>○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

	<p>交付の対象となる事業及び経費</p>	<p>1 交付の対象となる事業 市と協定を締結した指定業者が行うスズメバチの巣の駆除。ただし、天井裏、床下、高所、土中など特殊な場所に巣があり、交付対象の駆除費用を超える場合、その超過分に係る費用は補助対象者の負担とします。 また、構造物を壊さなければ駆除できない場合又は指定業者が所持する用具を使用しても著しく危険で、駆除が困難と認められる場合は、駆除できないことがあります。</p> <p>2 対象経費 令和6年4月1日から令和6年12月27日までに実施した1の駆除に要する費用13,750円</p>
	<p>交付金額</p>	<p>スズメバチの巣の駆除に要した費用の一部として下記に掲げる金額とし、予算の範囲内で補助します。</p> <p>1 スズメバチの巣 1個につき7,250円。 ただし、補助対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定される保護を受けている場合は、交付対象の駆除費用の全額を補助します。</p> <p>2 市長が特に認めたものについては、駆除に要した費用を全額補助します。</p>
	<p>交付条件</p>	<p>1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）及びこの要項に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
<p>交付申請の 申請の 手続等</p>	<p>交付申請・実績報告の提出、時期等</p>	<p>補助対象者は、事業完了後（スズメバチの巣を市の指定業者によって駆除し、6,500円を市の指定業者に支払うこと。（市が全額補助する場合を除く））30日以内に交付申請兼実績報告書兼委任状兼誓約書（様式第1号）を提出してください。</p> <p>(1) 添付書類 事業実績書（様式第2号）</p>
	<p>交付決定の 時期等</p>	<p>市は、申請書類等の審査及び必要に応じ調査を行い、受理した日の翌月以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知します。</p>
	<p>請求の方法、 支払時期等</p>	<p>次の書類により請求してください。</p> <p>(1) 交付請求書（様式第4号） 内容を確認後、受理した日から30日以内に指定口座に支払います。</p>

	<p>交付請求等の委任</p>	<p>補助対象者は、交付申請兼実績報告書兼委任状兼誓約書（様式第1号）を提出することにより、スズメバチの巣駆除費補助金交付に係る交付請求及び受領に関する権限を市の指定業者に委任することができます。</p>
	<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額</p>
<p>様式</p>	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 交付申請兼実績報告書兼委任状兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 事業実績書（様式第2号）</p> <p>3 交付決定兼確定通知書（様式第3号）</p> <p>4 交付請求書（様式第4号）</p>